

中分類 30—窯業，土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラスおよびその他のガラス製品、セメント、建設用粘土製品、陶磁器、炭素および黒鉛製品、ほうろう鉄器、研ま材料、コンクリートおよび石こう製品、石灰、石棉製品および石工品などを非金属鉱物から製造する事業所が分類される。なお、ほうろう（琺瑯）鉄器の製造業も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

301 ガラス製造業

3011 板ガラス製造業

主として透明な窓ガラスおよびその他の板ガラス、型板ガラス、網入ガラス、みがき板ガラス、色板ガラス、すり（摺）ガラス、合せガラス（安全ガラス）、強化ガラスなどの製造に従事する事業所をいう。ただし、購入した板ガラスを加工してすりガラス、合せガラス、強化ガラスなどを製造するものは細分類3018に分類される。

○板ガラス製造業；色板ガラス製造業；型板ガラス製造業；強化ガラス製造業（一貫作業によるもの）；合せガラス製造業（一貫作業によるもの）

×すりガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3018〕；合せガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3018〕；強化ガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3018〕

3012 光学ガラス製造業

主として販売用の光学ガラスの製造に従事する事業所をいう。

○光学ガラス製造業

3013 ガラス繊維，同製品製造業

主としてガラス繊維およびガラス繊維製の布、テープ、マット、ボード、フィルターなどのガラス繊維製品の製造に従事する事業所をいう。

○ガラス繊維製造業；ガラス繊維製品製造業

中分類30—窯業，土石製品製造業

3014 よう解炉を持つたガラス容器製造業

主としてよう解炉を持ち飲食料用容器，調味料用容器，化粧品容器などの製造に従事する事業所をいう。主な製品はビールびん，酒びん，牛乳びん，清涼飲料用びん，しょう油びん，こしょうびん，化粧用クリームびん，化粧水びん，インクびんなどである。ただし，食卓およびちゅう房用のコップ，さら(皿)，はち(鉢)，バター入れおよび湯沸しなどは細分類3016に，理化学用および医療用の耐酸びん，アルコールびんおよび投薬びんなどは細分類3015に分類される。

○ビールびん製造業；酒びん製造業；牛乳びん製造業；サイダーびん製造業；しょう油びん製造業；化粧びん製造業；インクびん製造業

×コップ製造業〔3016〕；さら(皿)製造業〔3016〕；耐酸びん製造業〔3015〕；投薬びん製造業〔3015〕；フラスコ製造業〔3015〕

3015 よう解炉を持つた理化学用，医療用ガラス器具製造業

主としてよう解炉を持ち理化学実験用および医学衛生用ガラス器具の製造に従事する事業所をいう。主な製品はフラスコ，ピーカー，シリンドル，標本びん，培養さら(皿)，乳はち(鉢)，水飲，洗条用品，耐酸びん，アルコールびん，一般薬びんおよび投薬びんなどである。

○フラスコ製造業；ピーカー製造業；標本びん製造業；耐酸びん製造業；アルコールびん製造業；投薬びん製造業；試験管製造業

3016 よう解炉を持つた卓上用，ちゅう房用ガラス器具製造業

主としてよう解炉を持ち食卓用ガラス器具およびちゅう(厨)房用ガラス器具の製造に従事する事業所をいう。主な製品はコップ，さら(皿)，はち(鉢)，盆，バター入れ，ソースおよびしょう油差し，柄付パン，二重なべ，湯沸しおよびコーヒー沸しなどである。

○コップ製造業；さら(皿)製造業；しょう油差し製造業；インクスタンド製造業；金魚ばち(鉢)製造業；花びん製造業

3017 魔法びん製造業

主として魔法びんの製造に従事する事業所をいう。

○魔法びん製造業

中分類30—窯業、土石製品製造業

3018 ガラス製品加工業

主として購入したガラス素地からすりガラス、合せガラス（安全ガラス）、強化ガラス、曲げガラス、ステインドガラス、鏡、タンブル、注射筒、医学用および理化学装置用ガラス、時計ガラス、粉末ガラス、模造真じゆ（真珠）、光じゆ（光珠）、腕輪などを製造する事業所およびこれらの研まに従事する事業所をいう。主として光学レンズの製造をおこなうものは中分類37〔3754〕に分類される。

○すりガラス製造業（購入ガラスによるもの）；合せガラス製造業（購入ガラスによるもの）；強化ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；曲げガラス製造業（購入ガラスによるもの）；アンブル製造業（購入ガラスによるもの）；注射筒製造業（購入ガラスによるもの）；時計ガラス製造業（購入ガラスによるもの）

×光学レンズ製造業〔3754〕；眼鏡レンズ製造業〔3761〕；人造真珠製造業（ガラス製でないもの）〔3093〕

3019 よう解炉を持つたその他のガラス製品製造業

主としてよう解炉を持つたその他のガラス製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は、サーチライトスポット、ライトフラット用レンズ、シャンデリヤ用ガラス、ランプパーツ用ガラス、寒暖計および体温計用ガラス、アンブル用ガラス、注射筒用ガラス、電球および電子管用ガラスおよびガラスバルブ、マーブル球、眼鏡用ガラス、時計用ガラス（携帯用に限る）、人造真じゆ用ガラス生地、がん具用ガラス、漁業用浮玉、石英ガラスおよび建築用ガラスなどである。ただし、主として光学レンズの製造をおこなうものは中分類37〔3754〕に、完成した電球を製造するものは中分類35〔3531〕に分類される。

○シャンデリヤ用ガラス製造業；電球用ガラス製造業；寒暖計および体温計用ガラス製造業；アンブル用ガラス製造業；注射筒用ガラス製造業；眼鏡用ガラス製造業；携帯用時計ガラス製造業

×光学レンズ製造業〔3754〕；電球製造業〔3531〕

302 セメント製造業

3021 セメント製造業

主としてポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメントおよび水性セメントの製造に従事する事業所をいう。

○ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業；シリカセメント製造業；水性セメント製造業

×気硬性セメント製造業〔3099〕；生コンクリート製造業〔3081〕

中分類30—窯業，土石製品製造業

- 303 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
- 3031 粘土瓦製造業
- 主として土製のむね飾（棟飾）を含む粘土製屋根瓦の製造に従事する事業所をいう。ただし，セメント製瓦の製造は小分類308〔3081〕に分類される。
- 粘土瓦製造業
×セメント瓦製造業〔3081〕
- 3032 普通れんが製造業
- 主として建築用れんが，築炉用外張りれんがの製造に従事する事業所をいう。主として，耐火れんがを製造するものは小分類305〔3051〕に，砂せき（砂積）を製造するものは細分類3039に分類される。
- 普通れんが製造業；建築用れんが製造業；築炉用外張りれんが製造業；舗装れんが製造業
×耐火れんが製造業〔3051〕；砂せき（砂積）れんが製造業〔3039〕
- 3033 陶管製造業
- 主として農業用および土建用下水陶管および類似品の製造に従事する事業所をいう。
- ただし，セメント製土管の製造は小分類308〔3081〕に分類される。
- 陶管製造業；土管製造業
×セメント製土管製造業〔3081〕
- 3039 その他の建設用粘土製品製造業
- 主としてその他の土木建築用粘土製品の製造に従事する事業所をいう。たとえば，テラカッタ，ストーブライニング用品，煙突などである。砂せき（砂積）瓦を製造するものも本分類に含まれる。
- テラカッタ製造業；ストーブライニング用品製造業；砂せき（砂積）れんが製造業
×タイル製造業（石タイルを除く）〔3045〕；石タイル製造業〔3097〕
- 304 陶磁器，同関連製品製造業
- 3041 衛生陶器製造業
- 主として硬質，半硬質の衛生陶器，配管用取付品および付属品の製造

中分類30—窯業，土石製品製造業

に従事する事業所をいう。主な製品は浴室および化粧室の付属品，便器，水そう(水槽)，洗面所の付属品などである。

○衛生陶器製造業(硬質，半硬質のもの)

3042 卓上用，ちゆう房用陶磁器製造業

主として家庭，ホテル，レストランおよびその他の商業上の設備で食料，飲料を準備し，サービス，貯蔵するために用いる卓上ちゆう房用の陶磁器の製造に従事する事業所をいう。花瓶，ランプ台などを製造するものも本分類に含まれる。

○食器製造業(陶磁器製のもの)；瀬戸物製造業；陶磁器製ちゆう房器具製造業；花瓶製造業(陶磁器製のもの)；ランプ台製造業(陶磁器製のもの)；こんろ製造業(陶磁器製のもの)；土なべ製造業

3043 電気用陶磁器製造業

主として陶磁器製電気器具部分品，滑石製磁器，粘土その他の窯業原料から作られた各種電気用品の製造に従事する事業所をいう。

○絶縁材料製造業(陶磁器製のもの)；がい子(碍子)製造業

3044 理化学用，工業用陶磁器製造業

主として理化学用および工業用陶磁器の製造に従事する事業所をいう。

○理化学用陶磁器製造業；工業用陶磁器製造業

3045 タイル，モザイク製造業(石タイルを除く)

主として陶磁器製タイル，うわ薬(釉薬)タイル，エナメルタイルその他各種の床および壁タイルの製造に従事する事業所をいう。

ただし，石タイルの製造は小分類309〔3097〕に分類される。

○タイル製造業(陶磁器製のもの)；エナメルタイル製造業；うわ薬(釉薬)タイル製造業

×石タイル製造業〔3097〕

中分類30—窯業，土石製品製造業

3046 陶磁器絵付業

主として販売のため無地の焼物の装飾をおこなう事業所をいう。

○陶磁器絵付業；陶磁器加工業（無地の焼物に装飾をおこなうもの）

3047 陶磁器用粘土製造業

主として陶磁器用材料に用いる各種の土の精製をおこなう事業所をいう。

○陶土精製業；陶磁器用粘土製造業

3049 その他の陶磁器製造業

主としてその他の各種陶磁器，窯業製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は庭園用品，植木ばち，高温計用陶磁器などである。

○温度計用陶磁器製造業；植木ばち製造業

305 耐火物製造業（粘土製のもの）

3051 耐火れんが製造業

主として耐火れんがの製造に従事する事業所をいう。

○耐火れんが製造業

3052 粘土るつぼ製造業

主として粘土るつぼの製造に従事する事業所をいう。

○粘土るつぼ製造業

3059 その他の耐火物製造業

主としてその他の耐熱製品の製造に従事する事業所をいう。ただし，珪そう土（珪藻土）製品は小分類309〔3096〕に分類される。

○耐火モルタル製造業

×珪そう土耐火物製造業〔3096〕

中分類30—窯業，土石製品製造業

306 炭素，黒鉛製品製造業

3061 炭素，黒鉛製品製造業

主として燈火用カーボン，カーボン，黒鉛および金属黒鉛ブラツシユ資材，炭素または黒鉛電極，黒鉛るつぼおよびその他の黒鉛製品の製造に従事する事業所をいう。人造黒鉛を製造する事業所で黒鉛製品をつくらないものは中分類26〔2622〕に分類される。

○黒鉛電極製造業；黒鉛ブラツシユ製造業；カーボンブラツシユ資材（炭素棒，炭素板）製造業；黒鉛るつぼ製造業

×人造黒鉛製造業〔2622〕

307 研ま材製造業

3071 研ま材料製造業

主として天然および合成研ま材料の製造に従事する事業所をいう。

○と石材製造業；研ま剤製造業；金ごう砂製造業；鉄砂製造業；アランダムグレン製造業；けい砂（珪砂）製造業；コーランダム製造業；アルミニウムオキサイド（フューズ）製造業；カーボランダム製造業；シリコン製造業

3072 研まと石製造業

主として天然または合成の材料で研まと石，研まと石素地の製造に従事する事業所をいう。

○天然研まと石（研磨砥石）製造業；人造研まと石製造業；回転と石製造業；グラインダーと石製造業；オイルストーン製造業

3073 研ま布紙製造業

主として天然または合成の研ま材料で研ま用布紙の製造に従事する事業所をいう。

○研ま布紙製造業；耐水研ま紙製造業；サンドペーパー製造業

3079 その他の研ま材製造業

主としてその他のと石，研ま棒などの製造に従事する事業所をいう。石切場でと石用の石を切り出すものは大分類D〔1317〕に分類される。

○石と石（砥石）材製造業；パルプと石（砥石）材製造業

中分類30—窯業，土石製品製造業

308 **コンクリート，石こう，石灰製造業**

3081 **コンクリート製品製造業**

主としてコンクリート建築用材，パイプ導管，たとえば高圧コンクリート管，厚型スレート，セメント板，セメント瓦，コンクリート管，水道用セメント製品，電柱，こう材(杭材)，腐敗物タンクその他各種セメント製品の製造に従事する事業所をいう。石綿スレートおよび石綿管の製造に従事するものもここに含まれる。

○コンクリート管製造業；セメント瓦製造業；セメント板製造業；木毛セメント板製造業；スレート製造業；コンクリート電柱製造業；コンクリートタンク製造業；ペーメントブロック製造業；石綿スレート製造業；石綿セメント管製造業；石綿管製造業；厚型スレート製造業；水道用セメント製品製造業；セメント雑製品製造業；生コンクリート製造業；セメント製土管製造業

3082 **石こう製品製造業**

主としてプラスター，プラスターボードおよびその他の石こう製品および石こう(石膏)を主体とする製品の製造に従事する事業所をいう。

○焼石こう製造業；プラスター製造業；プラスターボード製造業；建築用装飾石こう製品製造業；石こう細工製造業(美術品，模型など)

3083 **石灰製造業**

主として石灰石，ドロマイト，貝がら，その他の物質から生石灰，消石灰，石灰ドロマイトなどの製造に従事する事業所をいう。

○石灰焼成業；石灰ドロマイト製造業；かき灰(蠣灰)製造業；貝灰製造業；消石灰製造業；生石灰製造業；ペントナイト製造業

309 **その他の窯業，土石製品製造業**

3091 **ほうろう鉄器製造業**

主としてほうろう引きをしたちゆう房用品，衛生用品，化学用品，酒造タンクなどの製造に従事する事業所をいう。

○ほうろう(珐瑯)鉄器製造業；食器製造業(ほうろう引きのもの)；浴そう製造業(ほうろう引きのもの)；酒造タンク製造業(ほうろう引きのもの)

中分類30—窯業，土石製品製造業

3092 七宝焼製造業

主として七宝焼の製造に従事する事業所をいう。

○七宝焼製造業

3093 人造宝石製造業

主として人造宝石類の製造に従事する事業所をいう。

○模造宝石製造業；人造宝石製造業；人造真じゆ製造業

×模造真珠製造業（ガラス製のもの）〔301〕

3094 岩綿，同製品製造業

主として岩綿および耐熱，耐火岩綿製品の製造に従事する事業所をいう。

○ロックウール製造業；岩綿耐熱耐火製品製造業；岩綿製品製造業（布，テープ，スリーブなど）；代用岩綿製造業

3095 石綿製品製造業

主として全部または大部分石綿を用いて，石綿布糸，石綿パッキング，プレーキライニングその他の耐熱製品，絶縁製品の製造をおこなう事業所をいう。主として石綿スレートおよび石綿管の製造をおこなうものは小分類308〔3081〕に分類される。

○アスベスト製品製造業；石綿布および糸製造業；石綿パッキング製造業；石綿プレーキライニング製造業；石綿ジョイントシート製造業；石綿紙製造業；石綿板製造業；石綿絶縁製品製造業

×石綿スレート，管製造業〔3081〕

3096 珪そう土，同製品製造業

主として珪そう土の粉碎および珪そう土質れんがおよびこんろの如き耐火物の製造に従事する事業所をいう。

○珪そう土精製業；珪そう土製品製造業；耐火物製造業（珪そう土のもの）

3097 石工品製造業

主として花こう岩（せん緑岩およびはんれい岩を含む），石英粗面岩

中分類30—窯業，土石製品製造業

(浮石を含む)，安山岩，粘板岩，大理石，砂岩，ぎょう灰岩，その他の石材を建築その他の目的のために切せつ（切截）造型仕上げをおこなう事業所をいう。おもな製品は碑石，墓石，建築用角石，石盤，石製家具などである。ただし，と石の製造は小分類307〔3072〕に分類される。ある程度仕上げられた碑石，墓石を売買し，注文によつて文字を刻んだり仕上げをおこなつたりする外は加工をおこなわない事業所は大分類Gに分類される。石切場における石材の切出しは大分類D〔13〕に分類される。

○石材製造業；石細工業；石ひき(挽)業；石みがき業；大理石製品製造業；大理石みがき業；石材彫刻品製造業；石うす製造業；石とうろう製造業；石碑製造業；建築用石材製造業；石盤製造業；すずり製造業；石材家具製造業；石工業(石工品を製造するもの)；敷石製造業

×石工業(個人の注文によつて彫刻，仕上げをおこない販売するもの)〔4999〕；
石材採掘業〔13〕

3098 鉱物粉碎，土石粉碎，その他の処理業

主として土石，岩石，または鉱物，たとえば雲母，重しよう石，白墨，粘土，長石，カオリン，ざくろ石，軽石，石英，シリカ，滑石などの粉碎，ま碎あるいはその他の処理をおこなう事業所をいう。主として天然黒鉛の粉碎，精製，混合をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○碎石業；石粉製造業；つき(搗)粉製造業；クレー製造業；化学用粘土製造業；黒鉛粉碎精製業；雲母精製業；シヤモット製造業

3099 他に分類されない窯業，土石製品製造業

主として他に分類されない窯業および土石製品の製造に従事する事業所をいう。

○石筆製造業；白墨製造業；人造石製造業；雲母板製造業；気硬性セメント製造業